

事務事業の概要							
1	事務事業名	景観形成事業					
2	担当部名	まちづくり部	担当課名	緑地景観課	課長名	鈴木 尚	
3	総合計画の位置づけ	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち			
		施策	10	良好な都市景観の形成			
		今後の取組	3	景観重要建造物・景観重要樹木及び保護樹木の保全			
4	総合戦略の位置づけ	基本目標	3-2-4	安心して便利に暮らせるまちをつくる			
		基本的方向	④	歴史と風土を活かしたまちづくり			
5	行革大綱の位置づけ	重点項目					
		項目					
		改革名					
6	予算事業名	報酬給与費・都市計画総務管理費					
7	事業開始年度	平成 13 年度	事業終了年度	平成	年度		
事務事業の実施							
8	対象	市民及び事業者					
9	事業の目的	景観法及び景観条例並びに風致地区、古都保存法などの法令を活用し、市内の景観の保全・形成を図ると共に、景観に関する啓発を行い良好な景観形成の重要さの理解を市民及び事業者に深めてもらうことを目的とする。					
10	改善内容を踏まえた今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直ししながら続ける	3 縮小する	4 廃止又は休止する	5 完了する
		各法令に基いた申請、届出を受け市内の景観の保全・形成を図る。良好な景観の活用を含めた景観に関する啓発を行う。また、市内にある景観上重要な建造物や樹木についても必要に応じて景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、保存継承するための取組を進める。					
11	事業の内容(手法)	景観及び風致に係る法令により一定規模以上の行為を許可、届出の義務を課することで景観の保全・形成を図る。景観形成の重要さを市民及び事業者に深めてもらうことを目的に、景観重要樹木の活用などの啓蒙イベント等を行う。					
		平成30年度からの拡充・変更内容 (予算措置を必要とするものに限る)					
12	指標の推移	名称(単位)	29年度	30年度	31年度	32年度	
			(総計目標値)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	
	成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合(%)	50	52	54	56	
	活動指標	①					
		②					
13	コストの推移(単位:千円)		(当初予算)	(予算要求)	(見込み)	(見込み)	
	歳出(直接事業費)(a)		2,099	2,949	1,710	1,710	
	歳入(b)	受益者負担額					
		国県補助金等その他	200				
(a) - (b) = 一般財源		1,899	2,949	1,710	1,710		
14	増額理由	継続事業	定期的(隔年・複数年ごと)に実施しているもの				
備 考							
今井町の景観重要樹木エノキの平成28年度調査管理報告において、日照確保・風圧害の防止を図る整枝剪定、既存支柱の修繕、支柱と樹木を固定する被覆ワイヤー食込みにより張り直し等の大規模な維持・保全費用が必要。							

事務事業の概要							
1	事務事業名	屋外広告物施策事業					
2	担当部名	まちづくり部	担当課名	緑地景観課	課長名	鈴木 尚	
3	総合計画の位置づけ	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち			
		施策	10	良好な都市景観の形成			
		今後の取組	5	違反広告物の対策			
4	総合戦略の位置づけ	基本目標	3-2-4	安心して便利に暮らせるまちをつくる			
		基本的方向	④	歴史と風土を活かしたまちづくり			
5	行革大綱の位置づけ	重点項目	1	市民と協働で進める行政運営			
		項目	2	これからの市民協働			
		改革名	8	市民協働による違反広告物の除却の取組			
6	予算事業名	報酬給与費・都市計画総務管理費					
7	事業開始年度	平成 14 年度	事業終了年度	平成	年度		
事務事業の実施							
8	対象	市民や市内事業者及び屋外広告物の掲出者					
9	事業の目的	良好な市街地景観や風致の維持と創出を図り、公衆に対する危害を防止するため、関係法令に基づき事前協議、審査、調査を行い、違反広告物の撲滅と屋外広告物の適正な掲出を目的とする。					
10	改善内容を踏まえた今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直ししながら続ける	3 縮小する	4 廃止又は休止する	5 完了する
		屋外広告物条例や同施行規則に基づき、厳正な審査や調査を継続して実施することで、違反広告物の一掃と屋外広告物を適正に掲出していただく指導を行う。国、県の屋外広告物条例等に関わるガイドラインの改正に伴う許可基準等の見直しを図っていく。					
11	事業の内容(手法)	屋外広告物法、檀原市屋外広告物条例、同施行規則により屋外広告物を掲出する際、必要な許可手続きについて事前協議及び書類審査等を行う。また行政、委託業者、市民ボランティアの協力により、違反広告物の除却作業を実施し、良好な市街地景観や風致を維持する。					
		平成30年度からの 拡充・変更内容 (予算措置を必要とする ものに限る)					
12	指標の推移	名称(単位)	29年度	30年度	31年度	32年度	
			(総計目標値)	(見込み)	(見込み)	(見込み)	
	成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合(%)	50	52	54	56	
	活動指標	① 簡易除却した違反広告物(件)	1000	800	800	800	
		② 屋外広告物許可件数(件)	350	250	250	350	
13	コストの推移(単位:千円)		(当初予算)	(予算要求)	(見込み)	(見込み)	
	歳出(直接事業費)(a)		2,643	2,674	2,674	2,674	
	歳入(b)	受益者負担額	5,000	2,700	2,700	5,000	
		国県補助金等その他					
	(a) - (b) = 一般財源		-2,357	-26	-26	-2,326	
14	増額理由	継続事業					
備 考							
屋外広告物継続申請の審査手数料の受益者負担額が、3年毎に継続申請件数が多くなる平成29年度よりも約100件の審査手数料が減収するため、拡充事業ではなく継続事業である。							